

保護者 様

幼保連携型 認定ひばりこども園 園長

インフルエンザによる登園停止連絡および経過報告書の提出について

学校保健安全法に基づいて、お子様の登園停止を指示いたします。ご家庭において適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお、学校保健法施行規則第19条により、幼児についてインフルエンザの登園停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」と規定されております。

登園する際には、下の「経過報告書」をご記入のうえ、医療機関を受診した日付が確認できる医療費領収証を添えて提出してください。(医療費領収証は確認ができ次第、返却いたします)

※【経過報告書】

①受診した医療機関名：	_____
②発症日：	令和 年 月 日 (病気による熱などの症状が始まった日)
③診断日：	令和 年 月 日 (医療機関で診断された日)
④診断型：	A型 ・ B型 ・ 不明 (該当する項目に○をつけてください)
⑤処方薬：	イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他 (_____) (該当する項目に○をつけてください)

⑥体温の経過 (測定・・・午前・午後 各1回)

	体温測定月日	測定時間：体温		測定時間：体温	
発症日	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
1日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
2日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
3日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
4日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
5日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
6日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
7日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
8日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	午後 時 分： 度	度

【発熱が長く、記録できない場合は、裏面余白を使い記入してください】

幼保連携型 認定ひばりこども園 園長 様

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過しましたので、登園停止の解除をお願いいたします。

令和 年 月 日

園児名 _____

保護者名 _____

印

インフルエンザ登園停止期間

※インフルエンザ登園停止期間は「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後3日」が経過していることとなっています。

なお、発症当日は0日目となります。

最短でも、「発症後5日」を経過するまでは登園停止となります。

※解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

	症状	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目	発症9日目
例1	発症後1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	解熱後4日目 発症後5日目	登園可			
例2	発症後2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目 発症後5日目	登園可			
例3	発症後3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可		
例4	発症後5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可

その後は、解熱した日によって出席停止期間が順次延期されます。